

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

平成 23 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 認定

整理 番号	図 面 番 号	路 線 名	起 終	点 点	
1	1	新 川 崎 第 1 号 線	幸区新川崎 幸区新川崎	1 4 4 番 7 6 0 番	9 先 7 先
2	2	新 小 倉 第 1 号 線	幸区新小倉 幸区新小倉	3 0 8 番 5 4 5 番	9 先 5 8 先
3	3	久 末 第 2 5 9 号 線	高津区久末 高津区久末	8 4 番 8 4 番	9 先 2 0 先
4	4	中 野 島 第 2 1 1 号 線	多摩区中野島 4 丁目 多摩区中野島 4 丁目	1 4 7 7 番 1 4 7 7 番	5 先 1 2 先
5	5	登 戸 第 3 3 7 号 線	多摩区登戸 多摩区登戸	8 9 9 番 9 0 0 番	1 先 5 先
6	6	菅 稲 田 堤 第 9 6 号 線	多摩区菅稲田堤 3 丁目 多摩区菅稲田堤 3 丁目	3 3 4 5 番 3 3 4 4 番	9 先 1 4 先
7	7	王 禅 寺 第 5 2 2 号 線	麻生区王禅寺西 7 丁目 麻生区王禅寺西 7 丁目	2 0 0 3 番 2 0 6 3 番	2 4 先 1 4 7 先
8	8	上 麻 生 第 4 0 3 号 線	麻生区上麻生 5 丁目 麻生区上麻生 5 丁目	2 番 2 番	9 先 1 0 先
9	8	片 平 第 3 2 9 号 線	麻生区片平 2 丁目 麻生区片平 2 丁目	2 0 0 番 2 5 番	5 先 1 4 先
10	8	片 平 第 3 3 0 号 線	麻生区片平 2 丁目 麻生区片平 2 丁目	2 0 0 番 2 0 0 番	2 先 2 先

1 1	8	片 平 第 3 3 1 号線	麻生区片平 2 丁目	2 0 0 番	5 先
			麻生区片平 2 丁目	2 7 番	9 先
1 2	9	片 平 第 3 3 2 号線	麻生区片平 4 丁目	2 1 5 5 番	1 6 先
			麻生区片平 4 丁目	2 1 5 1 番	3 先
1 3	9	片 平 第 3 3 3 号線	麻生区片平 4 丁目	2 1 5 5 番	1 4 先
			麻生区片平 4 丁目	2 1 9 4 番	1 先

2 廃止

整 理 番 号	図 面 番 号	路 線 名	起 終	点 点	
1 4	1 0	久 末 第 2 5 0 号線	高津区久末	8 4 番	9 先
			高津区久末	8 4 番	8 先
1 5	1 1	菅 生 第 7 0 号線	宮前区初山 2 丁目	8 9 2 番	先
			宮前区初山 2 丁目	8 7 3 番	1 先
1 6	1 2	中 野 島 第 1 5 6 号線	多摩区中野島 1 丁目	9 7 7 番	先
			多摩区中野島 1 丁目	9 7 6 番	先
1 7	1 3	王 禪 寺 第 5 1 8 号線	麻生区王禪寺西 7 丁目	2 0 0 3 番	1 0 先
			麻生区王禪寺西 7 丁目	2 0 0 3 番	2 3 先
1 8	1 4	片 平 第 2 7 1 号線	麻生区片平 2 丁目	2 7 番	1 先
			麻生区片平 2 丁目	2 5 番	1 5 先

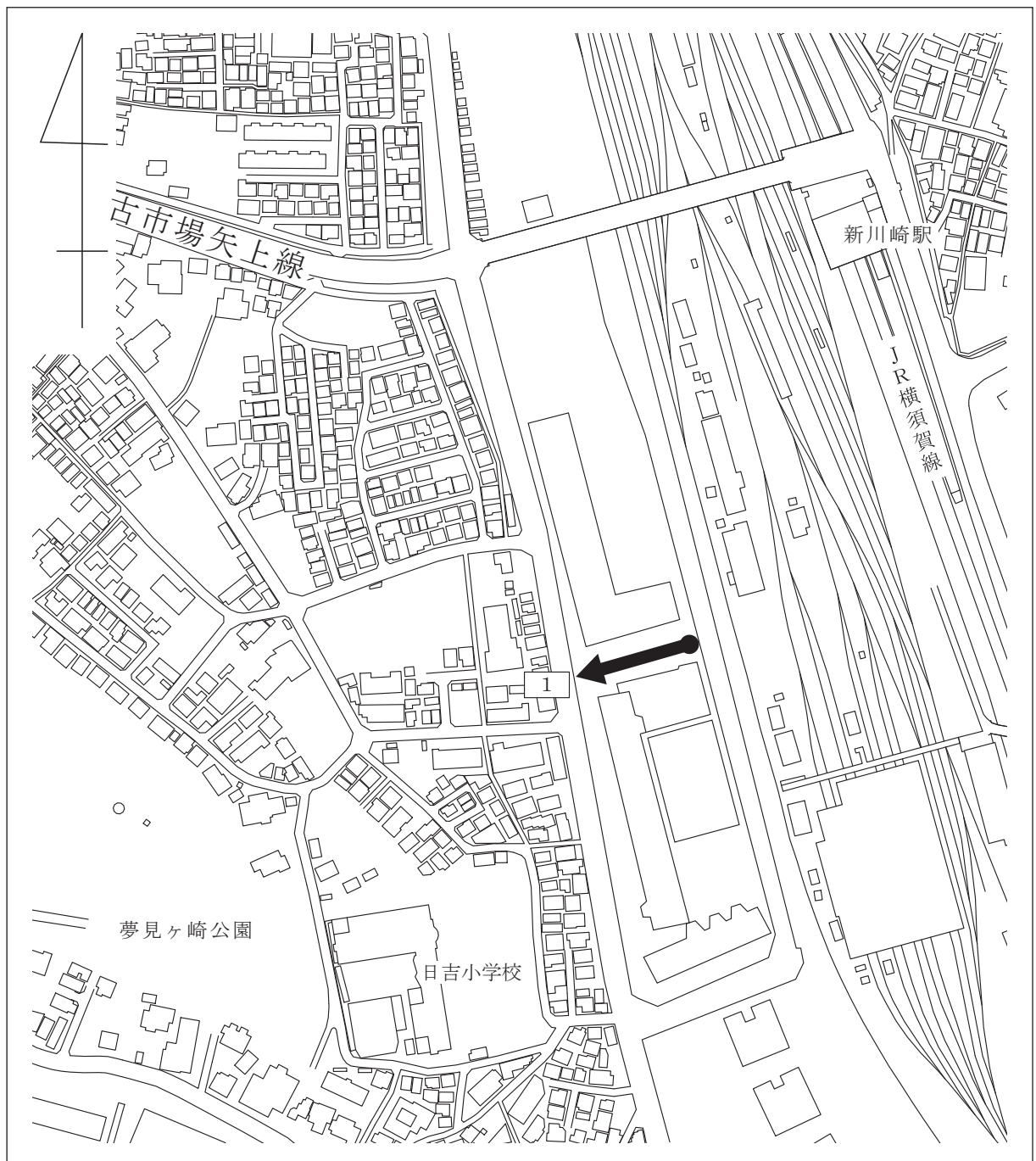
認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、新川崎地区において、再開発等促進区を定める地区計画に基づき整備された自転車歩行者専用道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（幸区新川崎地内）

整理番号 1



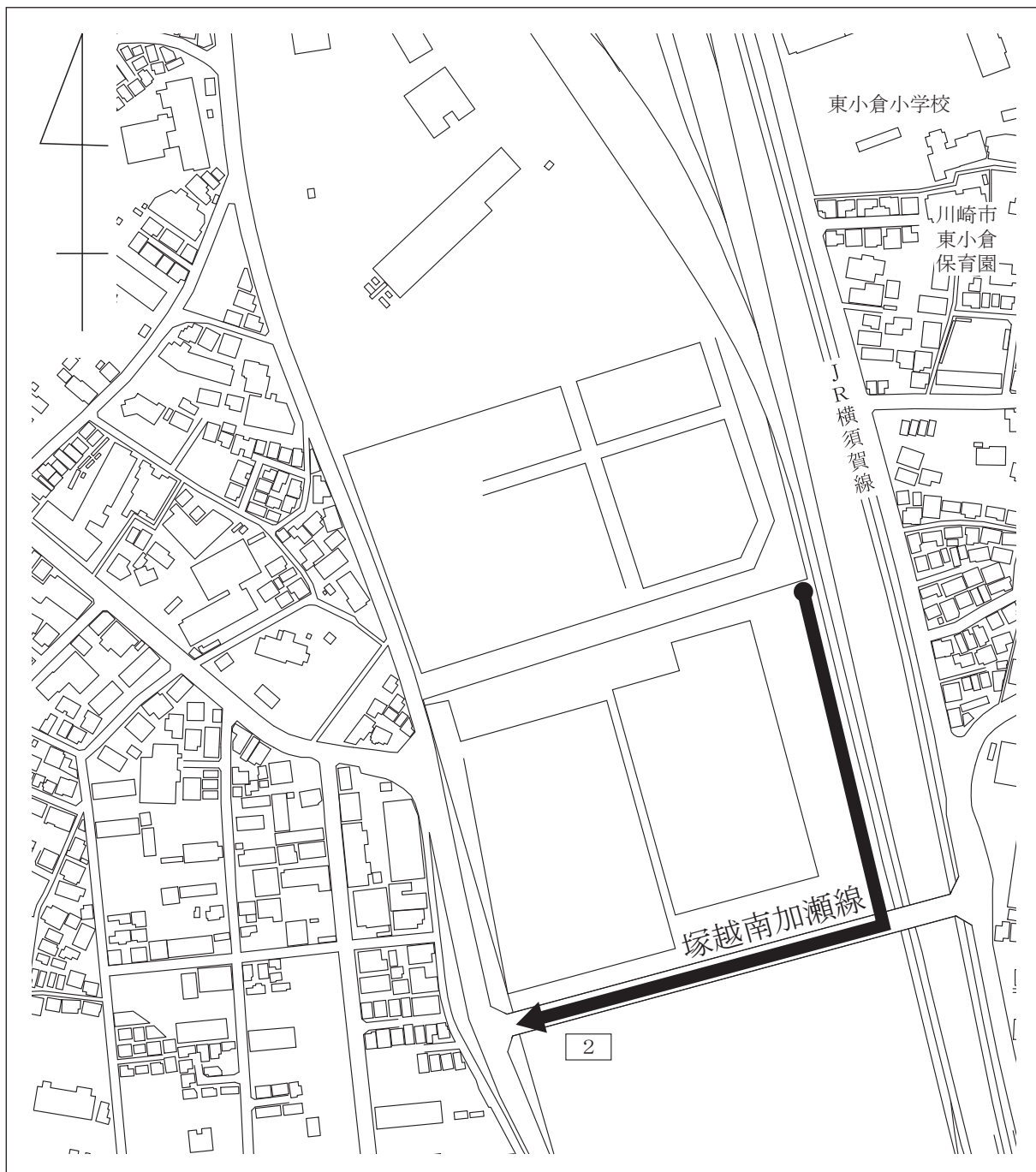
認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、新川崎地区において、再開発等促進区を定める地区計画に基づき整備された自転車歩行者専用道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（幸区新小倉地内）

整理番号 2



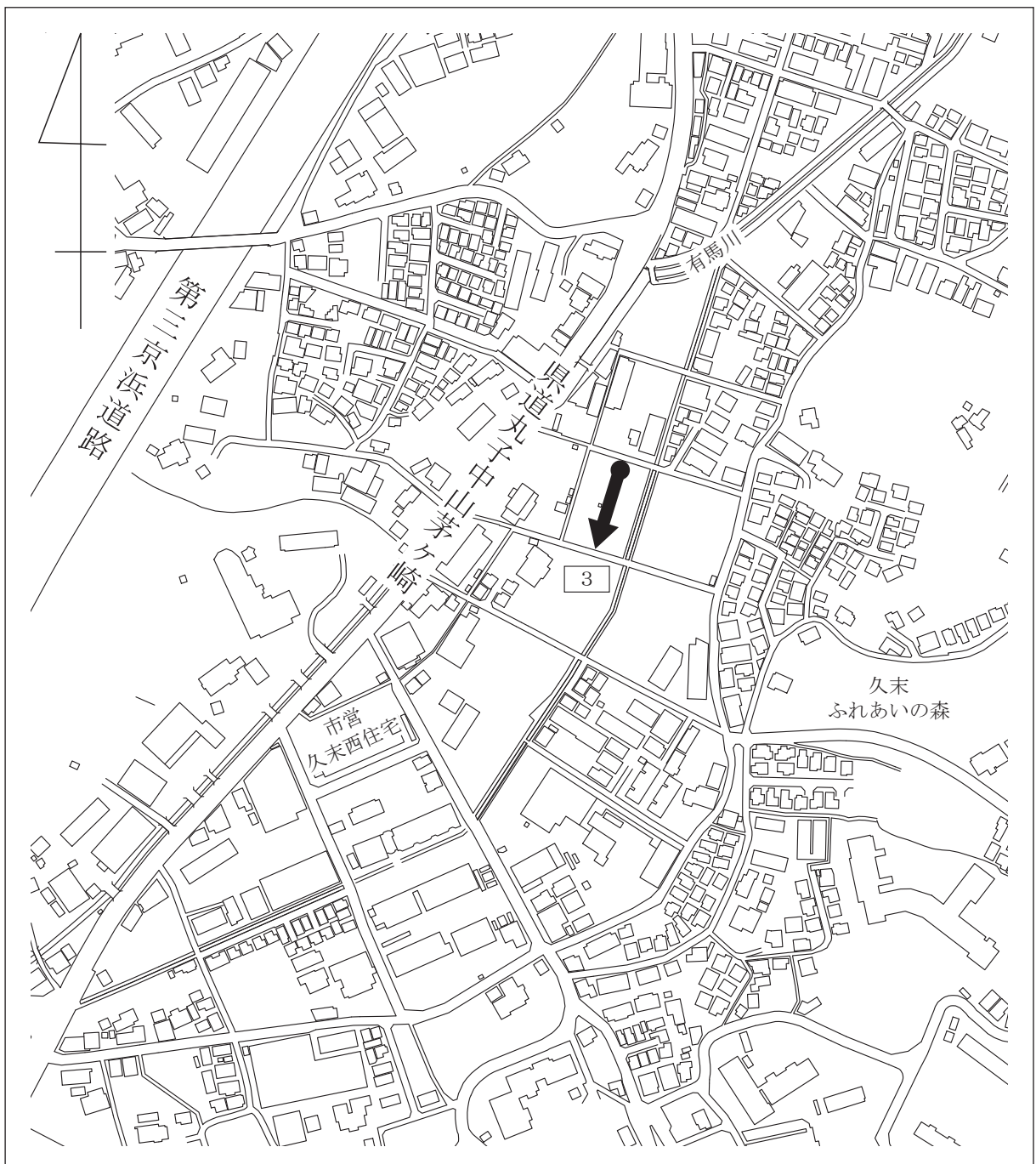
認 定 理 由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路と従前の道路が同一路線になり、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区久末地内）

整理番号 3



認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区中野島4丁目地内）

整理番号 4



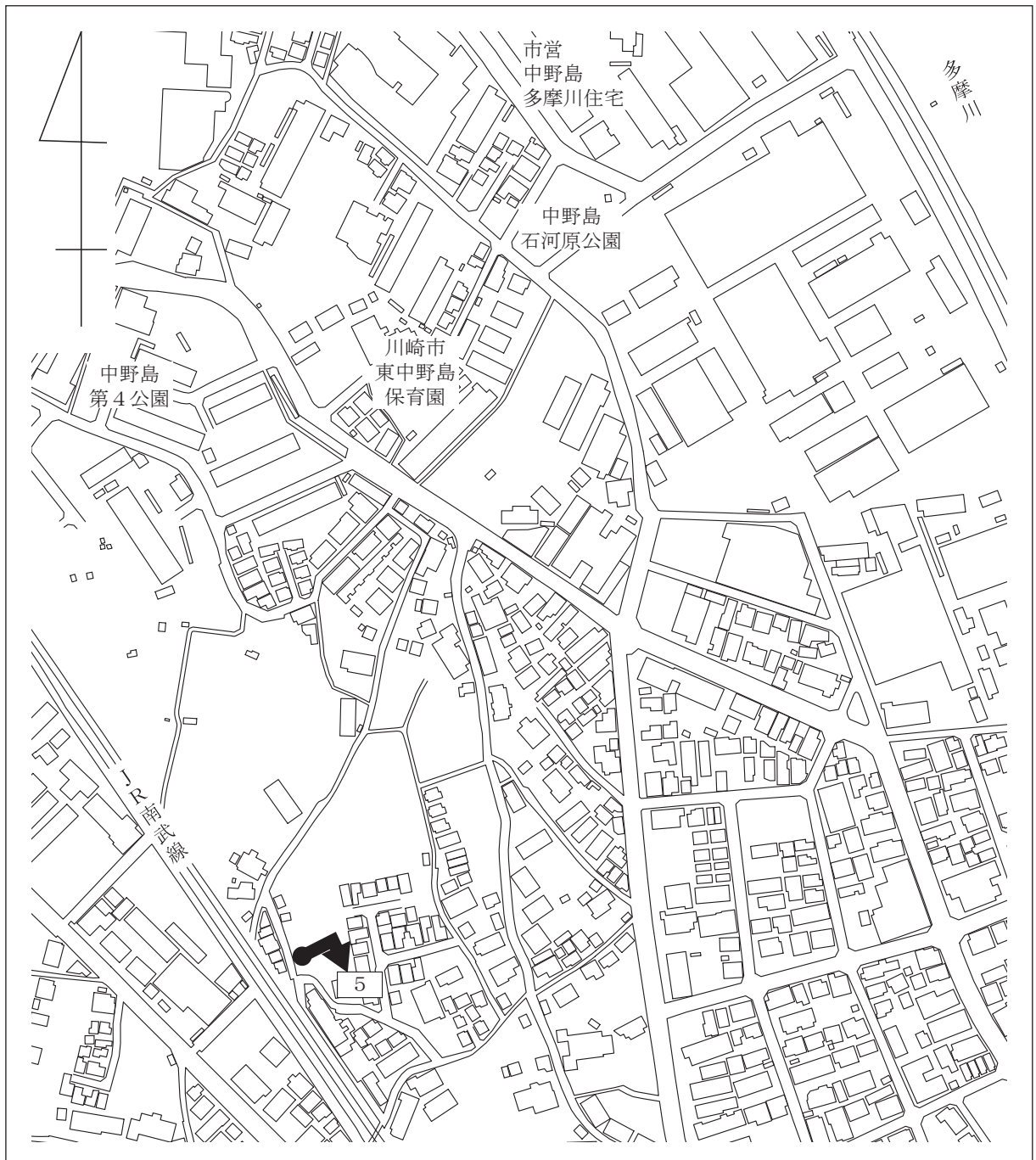
認 定 理 由

図面番号⑤

本箇所は、道路敷地が本市に寄附され、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区登戸地内）

整理番号 5



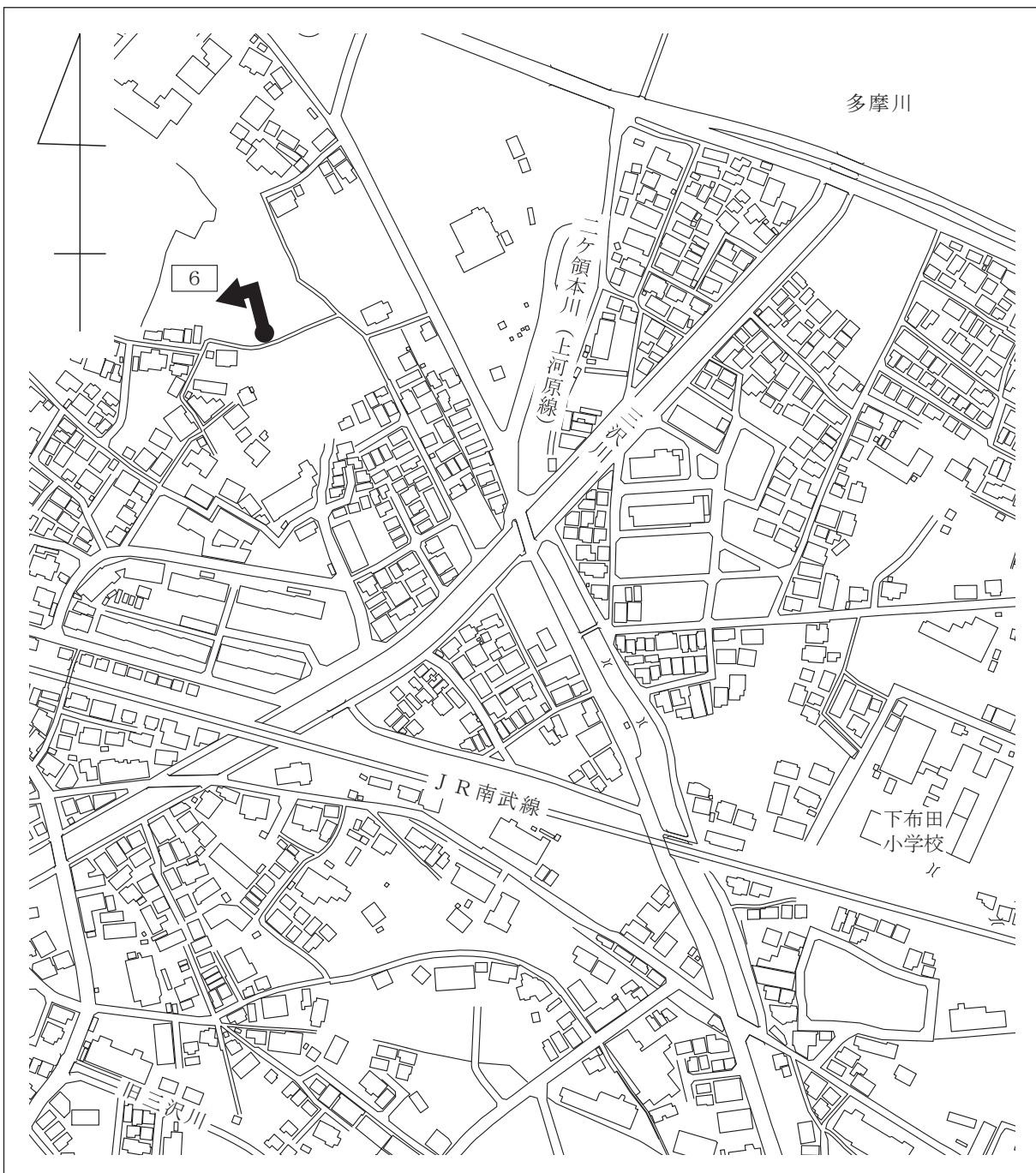
認 定 理 由

図面番号⑥

本箇所は、道路敷地が本市に寄附され、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区菅稲田堤3丁目地内）

整理番号 6



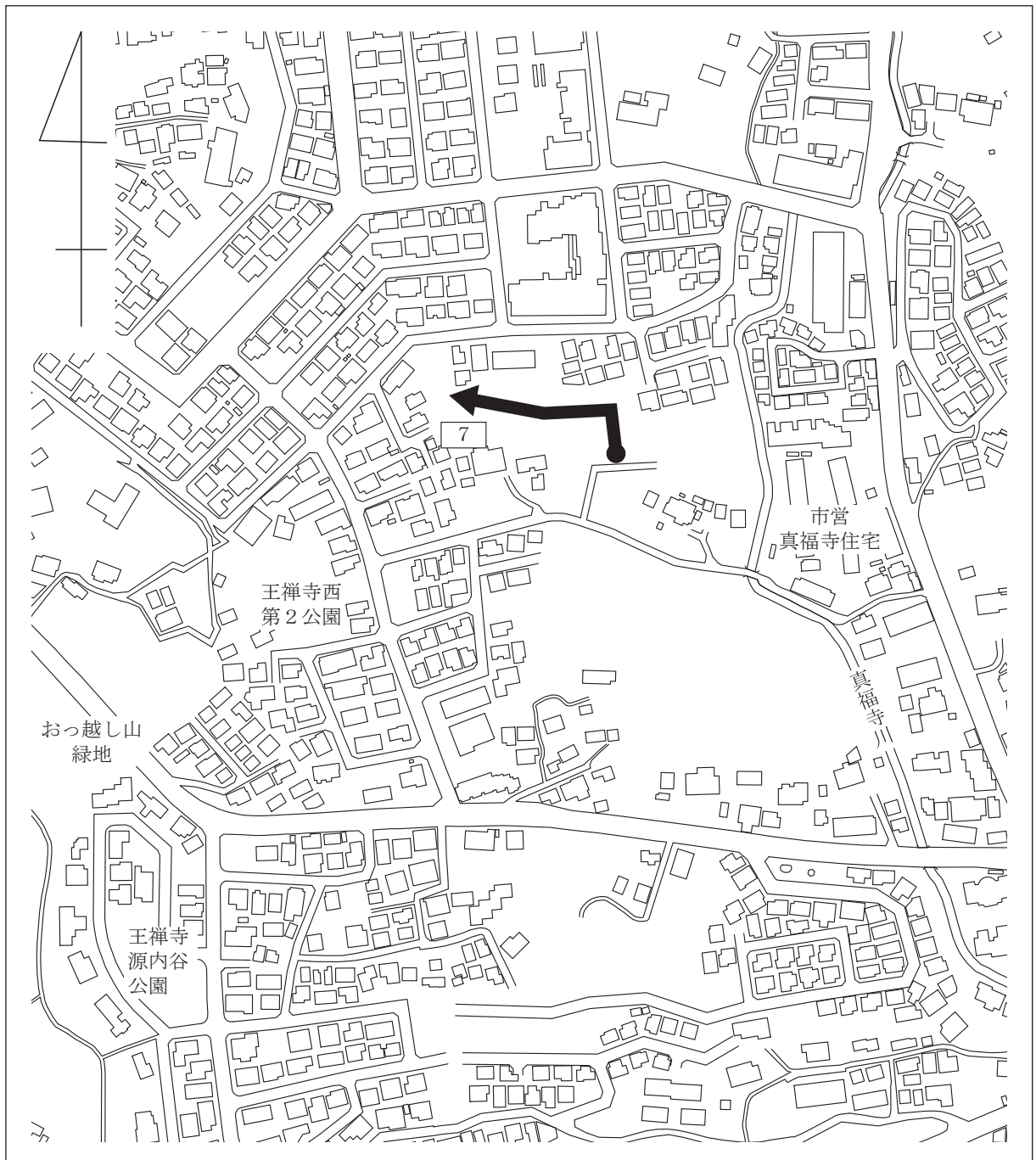
認 定 理 由

図面番号⑦

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路と従前の道路が同一路線になり、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区王禅寺西 7 丁目地内）

整理番号 7



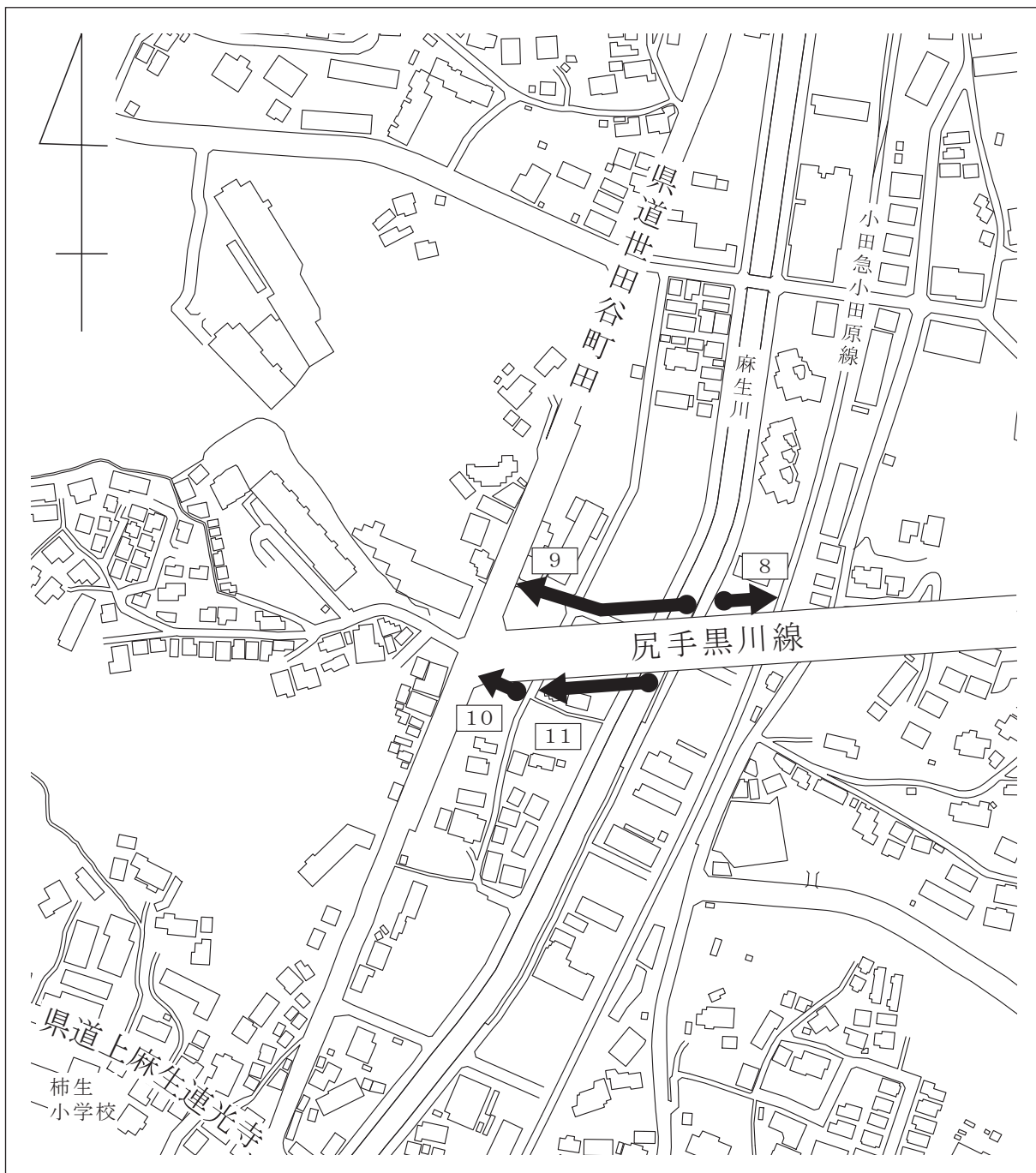
認 定 理 由

図面番号⑧

本箇所は、都市計画道路尻手黒川線道路整備事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区上麻生5丁目、片平2丁目地内）

整理番号8～11



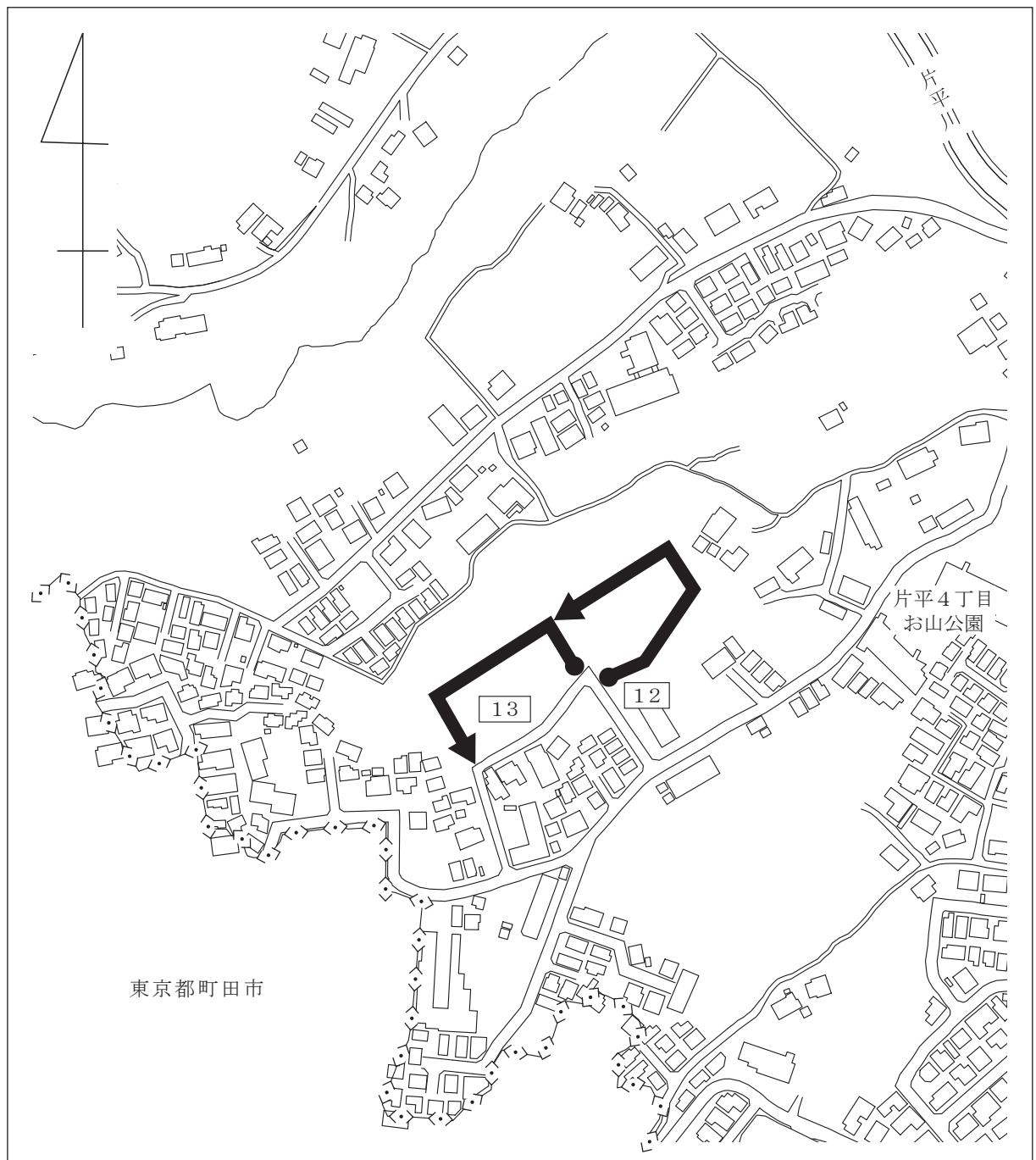
認 定 理 由

図面番号⑨

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区片平4丁目地内）

整理番号12、13



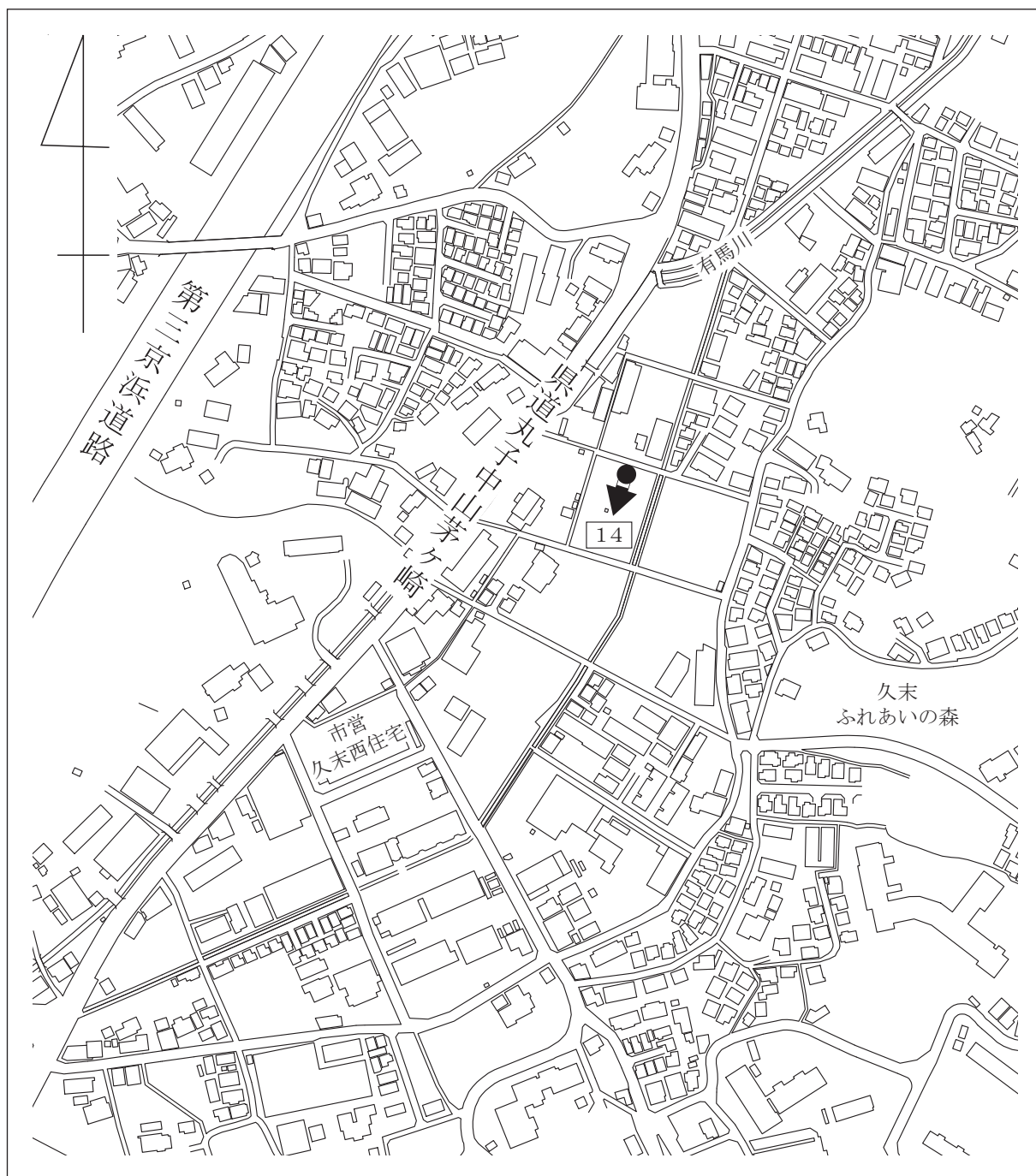
廃止理由

図面番号⑩

本箇所は、宅地造成事業により、新たに認定する道路と重複するため、これを廃止したい。

見取図（高津区久末地内）

整理番号 1 4



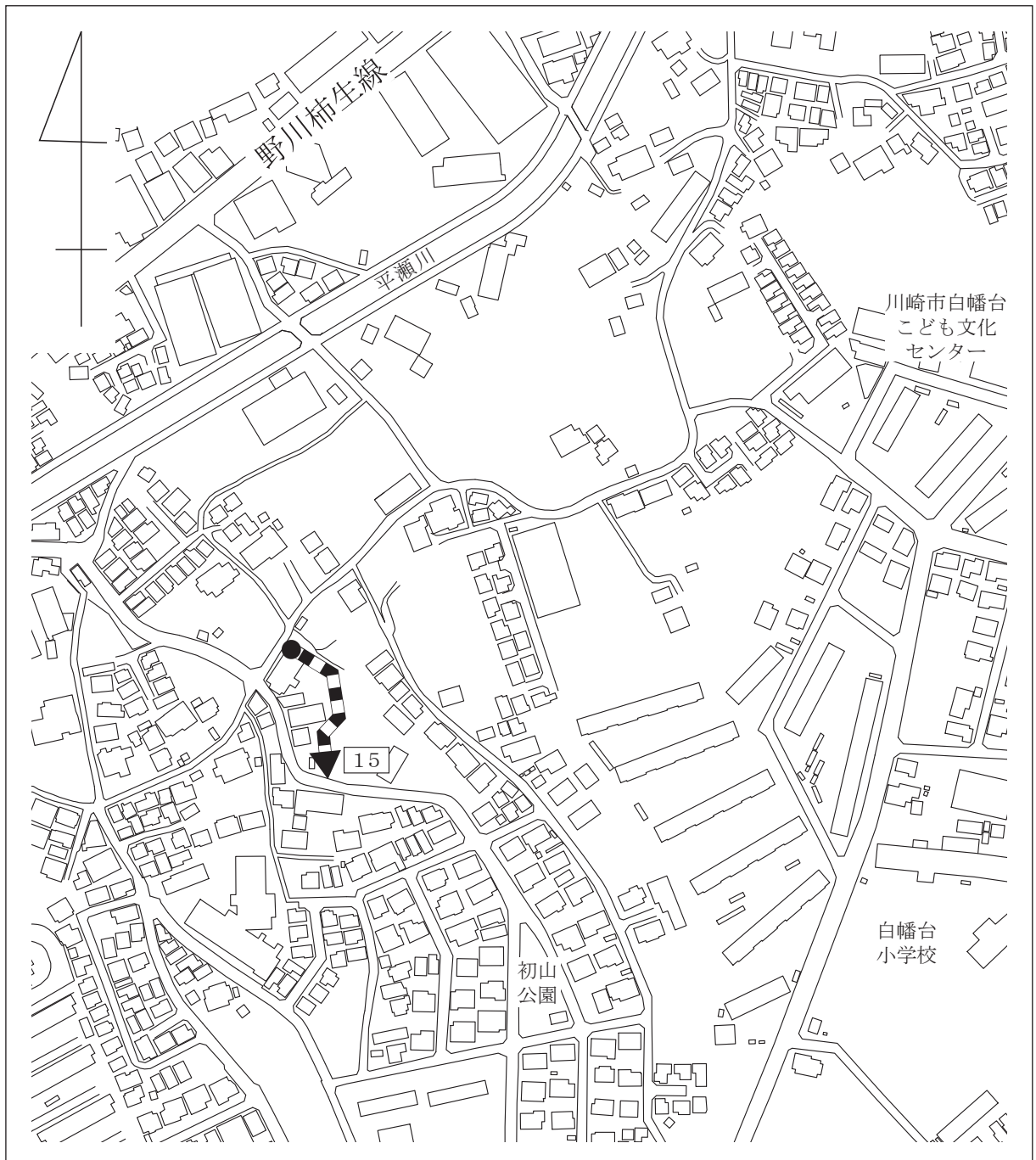
廃止理由

図面番号⑪

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区初山2丁目地内）

整理番号15



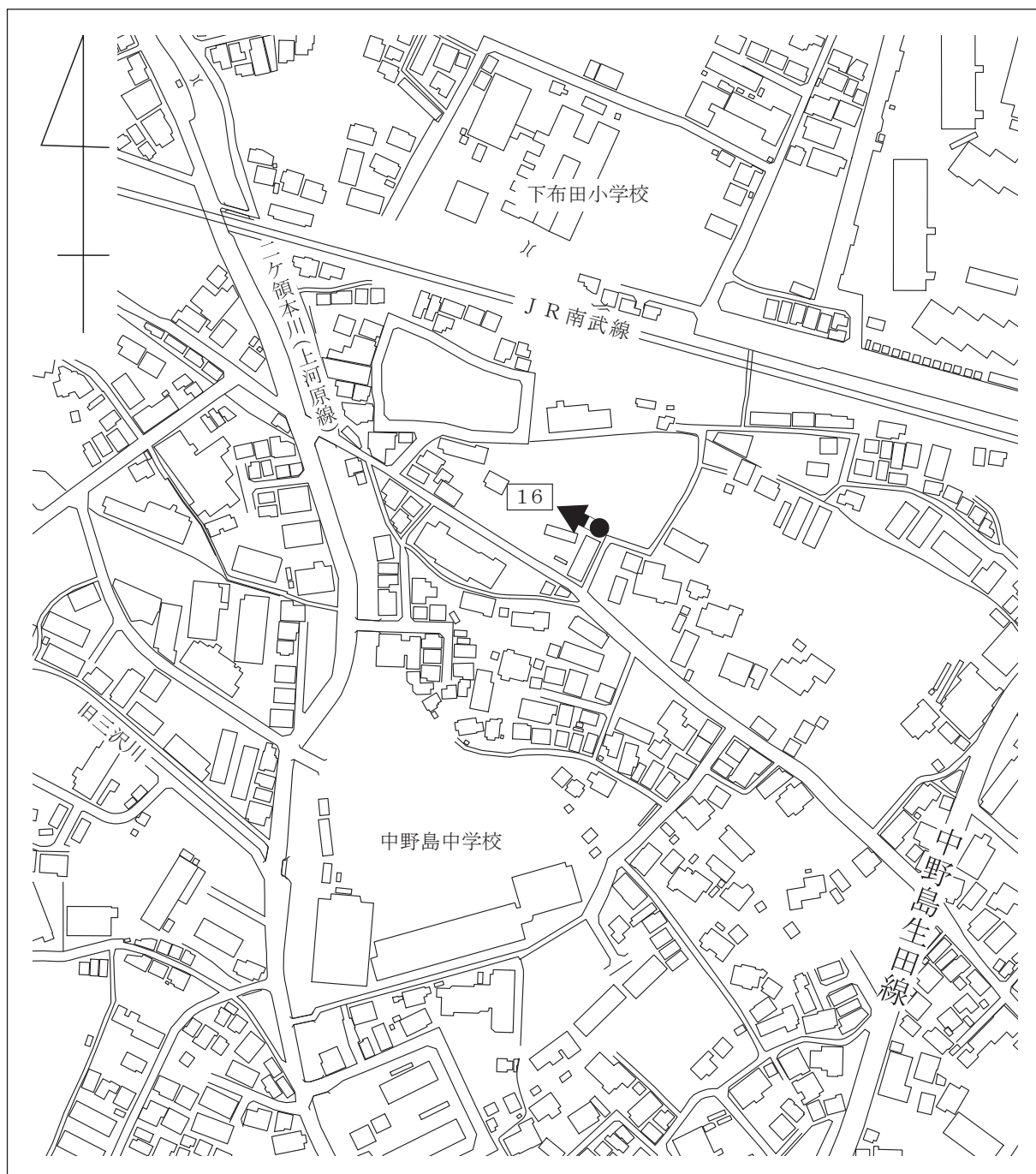
廃止理由

図面番号⑫

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（多摩区中野島1丁目地内）

整理番号16



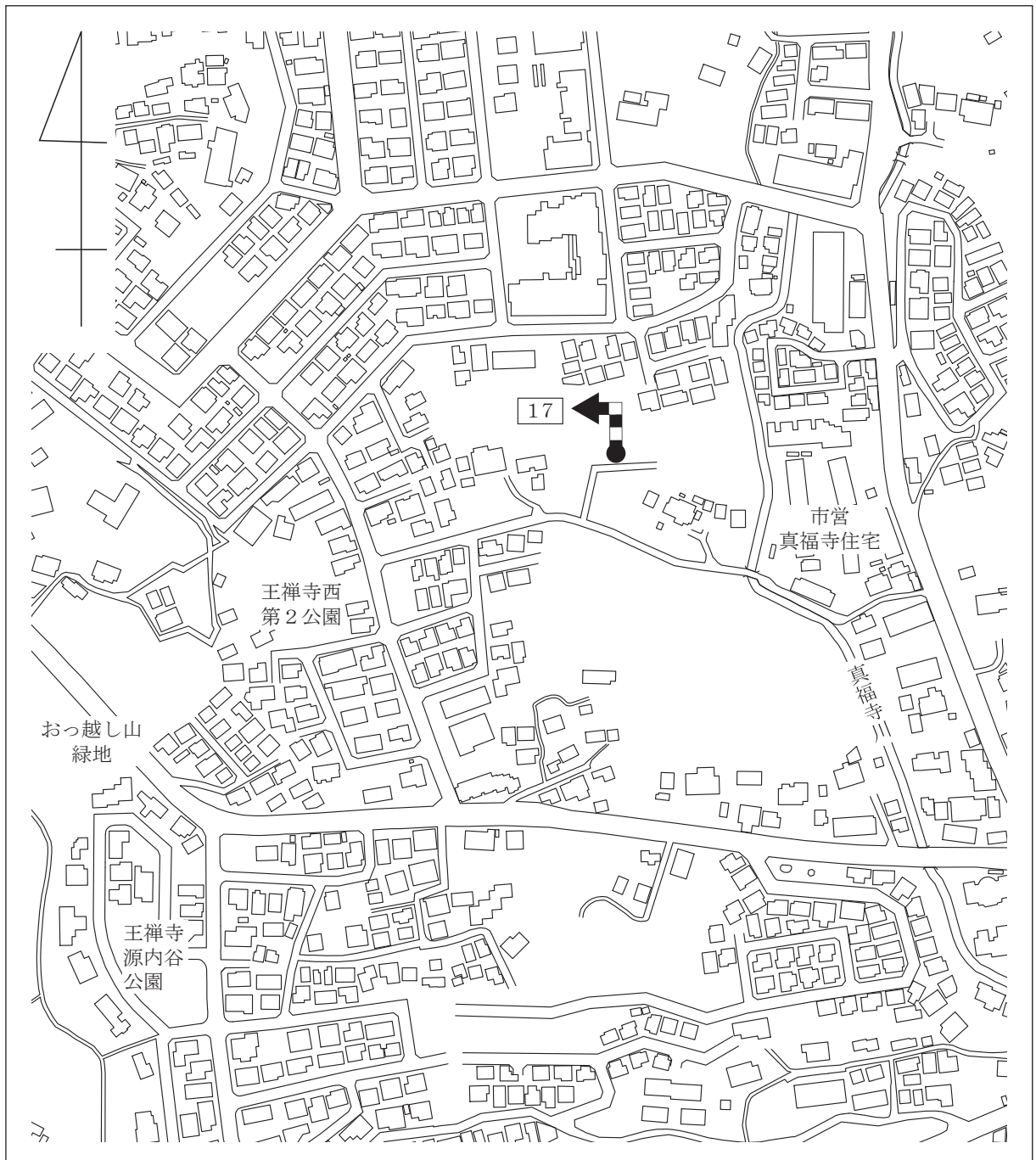
廃止理由

図面番号⑬

本箇所は、宅地造成事業により、新たに認定する道路と重複するため、これを廃止したい。

見取図（麻生区王禅寺西7丁目地内）

整理番号17



廃止理由

図面番号⑭

本箇所は、路線の一部が都市計画道路尻手黒川線道路整備事業により取り込まれ、新設された道路と残置路線が同一路線になり再度認定するため、これを廃止したい。

見取図（麻生区片平2丁目地内）

整理番号18

